

令和8年度 都立板橋特別支援学校 施設使用に関する決まり

都立学校開放事業運営委員長
東京都立板橋特別支援学校長

1 施設使用全般について

- (1) 使用の前後を含め施設使用の際には、近隣にお住まいの方への御配慮をお願いします。
- (2) 使用時間は、準備、後片づけ等の時間を含みます。**使用時間を厳守してください。**
- (3) 敷地内は、禁酒・禁煙です。ごみ、空き缶等は必ず持ち帰ってください。また、学校周辺での飲酒・喫煙も御遠慮ください。
- (4) 校内での営業行為及び業者の出入りは禁止します。

2 施設使用について

- (1) 登録団体の中から管理指導員を選出いただきます。施設・用具の管理、管理指導日誌の提出、都立学校開放事業運営委員長への報告ほかについて対応をお願いします。
- (2) 施設使用当日、学校が交付した「使用承認書」及び「使用団体登録証」を必ず携帯してください。
- (3) 事前に登録した登録団体構成員以外の者は、原則、校内に立ち入りできません。練習試合等で使用する場合は、対戦相手のメンバーについては、当日対戦相手の責任者が管理してください。
- (4) 自動車及びバイクでの来校は、原則として禁止します。障害等の事由により希望される場合は、事前に御連絡ください。
- (5) 自転車は、正門内自転車置き場に駐輪願います。
- (6) グラウンド及び屋外トイレ以外には立ち入らないでください。
- (7) 使用後は、清掃、整地等を行い、学校教育に支障がないよう原状回復してください。
- (8) 使用中に学校の施設・設備等を破損したときは、速やかに学校担当者に申し出て、指示にしたがってください。原則として、原状回復に要する経費を負担していただきます。

3 グラウンドの使用について

- (1) **雨天時や雨天後のグラウンド状態が悪いときは、使用を見合させてください。**
- (2) 大きな事故が想定されますので、南側の道路方面にある防球ネットをボールが超えることがないように注意してください（万一の事故対応は団体の責任でお願いします。）。
- (3) **運動靴を使用してください（スパイクは禁止です。）。**
- (4) 運動器具等の固定のための杭、コート範囲を示す目印などをグラウンドに打ち込む際、抜き取る際は、グラウンドの土や芝を掘り起こすことがないよう十分に注意してください。また、令和5年4月に愛知県西尾市の公園、東京都杉並区立小学校で発生した児童の事故等を踏まえ、**杭等の材質はゴム製やプラスチック製のものとします、金属製のものは使用できません。**

4 注意事項

以上の事項に違反した場合、都立学校開放事業運営委員会の審査に付し、一定期間の使用を禁止又は団体の登録を取消すことがあります。

なお、**学校教育上支障が生じた場合、使用承認を変更又は取り消すことがあります。**